

町内会長 各位

帯広市長 米 沢 則 寿
(市民福祉部地域福祉室市民活動課担当)

町内会自治活動費交付金及び広報紙の配布方法について

日頃から町内会活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、町内会の負担軽減等を図るため、「持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針（令和7年3月策定）」に基づき、取り組みを進めているところです。

このうち、広報紙の配布につきましては、これまで各町内会の皆様のご尽力により、市民の皆様へお届けしてまいりましたが、令和8年5月号より、市から各家庭のポストへ直接配布することといたしました。長年にわたり、地域と市民をつなぐ役割の一つとして、広報紙の配布を担っていただきましたことに、深く敬意と感謝を申し上げます。

併せて、町内会自治活動費交付金につきましても、今後も町内会が地域コミュニティを維持し、自主的な活動を推進できるよう、現在の活動状況を踏まえ、令和8年度から「世帯割」は廃止し、交付対象とする活動を1つ以上実施する場合に交付することといたしました。

今後とも、市政運営にご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 町内会自治活動費交付金について

令和8年度の申請書類、見直し後の制度概要等につきましては、5月上旬の発送を予定しています。

2 広報紙の配布について

配布方法につきましては、市街地は委託業者によるポストへ投函、川西・大正地区につきましては郵便によるポストへ投函を行います。

詳細については、広報紙おびひろ5月号（4月下旬配布）をご覧ください。

【担当】町内会自治活動費交付金に関すること
市民福祉部市民活動課 電話 65-4130

広報紙の配布に関すること
政策推進部広報広聴課 電話 65-4109